

徳島県収用委員会告示第一号

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示

徳島県収用委員会の審理の秩序維持に関する規程（平成三十一年徳島県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「審理会場」の下に「及び徳島県収用委員会運営規則（平成三十一年徳島県収用委員会規則第一号）第十七条第二項の委員会が指定する場所」を加える。

第四条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる者のほか、審理の秩序を乱し、又は妨害となるような行為を行うおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、令和七年五月二十日から施行する。